

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年4月20日提出
【発行者名】	楽天投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 東 真之
【本店の所在の場所】	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
【事務連絡者氏名】	石舘 真
【電話番号】	03-6432-7746
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	楽天みらいファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

楽天みらいファンド（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
 - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ・投資家が販売会社のウェブサイトより自ら投資信託説明書を電磁的手段で入手、内容を確認し発注する場合には原則として申込手数料はかかりません。
- ・販売会社営業員や金融商品仲介業者等の特定の担当者がいる場合、申込手数料率は3.3%（税抜3%）が上限となっております。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2020年4月21日から2020年10月20日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>**楽天投信投資顧問株式会社****お客様窓口：電話番号03-6432-7746****受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで****ホームページアドレス：<http://www.rakuten-toushin.co.jp/>****（９）【払込期日】**

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

当ファンドは楽天みらい・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、複数の投資信託証券に分散投資を行い、円ベースでの長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

② ファンドの基本的性格

1）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		(部分ヘッジ)
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資 産複合(株式、債 券、その他資産) 資産配分変更型))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券、その他資産)資産配分変更型)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

- ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

①日経225

②TOPIX

③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社で作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

数十年の長期にわたり収益を獲得し続けることを目指して設計しました

- グローバル株式への分散投資
 - ・ グローバルに分散すれば長期的にはリターンが得られることを期待し、先進主要国および新興国の株式に分散投資します。
- 高利回り社債や新興国債券への分散投資
 - ・ 高利回り社債や新興国債券はデフォルト（破綻により債券の利息や元本の支払いに支障が生じること）のリスクがある代わりに高い利回りが提供されます。高利回り社債や新興国債券にも分散投資することにより、長期的には高い収益を獲得できることを期待し投資します。
- イベント・リスクへの対応
 - ・ グローバル市場に異変が生じ株式等通常の投資資産が下落する際にヘッジとなる可能性がある資産や運用戦略にも配分します。具体的には、株式のボラティリティ（資産価格のブレ）に連動する資産等を活用します。
- 限定的な為替リスク
 - ・ 為替は株式や債券と異なり、「長期的にはリターンが得られる（外貨建資産を持った日本人に利益になる＝円安になる）」かどうかを意識して価格形成される性格のものではないため、長期保有リスクの抑制を目指し、基本的に先進国為替はヘッジします。

（ご注意）上記投資対象や投資態度は2020年1月末時点のものであり、今後見直される場合があります。また、資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの運用コストを抑えました

- コスト効率の高いETFを主に活用
 - ・ 長期的には収益獲得が期待できる資産への分散投資を最も重要な収益の源泉とし、ETFを活用したインデックス投資を主要内容とし、コストを抑えた資産運用を行います。
 - ・ これら資産に対し委託会社が適切と考えるリスク配分を行います。

※ETF以外の投資信託証券にも投資を行います。

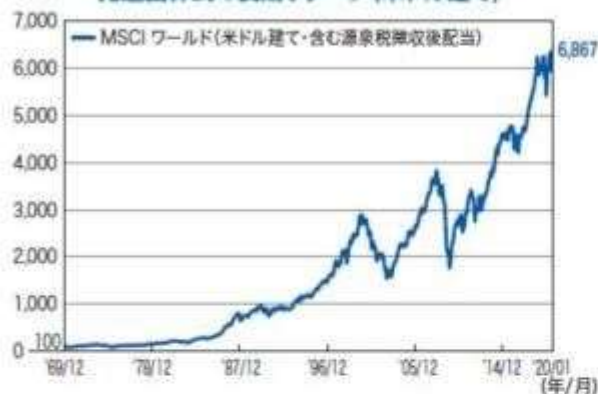
※投資しているETF等にも管理報酬等の費用がかかりますが、2020年2月末現在、年0.15%程度となっています。今後、投資内容によりこの数値は変動します。
- 成功報酬方式の導入
 - ・ ファンドの基本報酬額は、年0.22%（税抜0.2%）と低く抑え、ファンドの基準価額がそれまでの高値を更新した場合のみに追加的に報酬をいただく成功報酬方式を導入しました。
 - ・ 成功報酬額としては、基準価額がそれまでの最高値基準価額を超えた場合に、その超過額の13.2%（税抜12%）相当をいただきますが、一計算期間における成功報酬額合計は、最大でも最高値基準価額の1.1%（税抜1%）までとします。

長期分散複利投資のポテンシャル

グローバル株式

1990年以降の日本や、1970年代の米国等、個別国では株価が長期に低迷する事態も見られるほか、ITバブルの崩壊や、リーマン・ショック等のイベントにより大きく調整することもあります。グローバルに分散することによって、長期的には大きく上昇してきました。

先進国株式の長期リターン(米ドル建て)



期間：1969年12月末から2020年1月末
出所：Bloombergのデータをもとに楽天投信投資顧問作成

先進国株式に分散投資する際に参照される代表的なインデックスであるMSCIワールド指数は50年以上にわたり実績があります。1969年末からの約50年間でインデックス値(2020年1月末時点)は約68倍になっています。なお、当指数は、株価の上昇や株式から支払われる配当を全て再投資し複利運用した場合のリターンを示しているものです。また、この期間のリスク(年換算標準偏差)は、14.5%です。

<リスク(標準偏差)とは>

リスクは、数値を用いて表す場合、リターンの揺れ具合を意味し、その標準偏差が使われます。標準偏差とは、ある測定期間における測定対象となっている資産の平均リターンから、各リターン(本資料では月次リターン)がどの程度離れているかを示した統計上の数値です。この数値が高いほど、当該資産のリターンの揺れ具合は大きいことを意味し、リスクが高いといわれます。

<ご注意>

MSCIワールド指数は先進国株式への長期分散複利投資の有効性を示すことを目的に使用しているものであり、当指数を参照するETFやその他パフォーマンス連動商品等を当ファンドが直接の投資対象とすることを約束するものではありません。

高利回り債券

高利回り社債や新興国債券においても、ITバブル崩壊時やリーマン・ショック時には大きく調整する局面もありましたが、債券発行者の信用リスクに応じた相対的に高いリターンを受け取ることにより、長期的には大きく上昇してきました。

米国高利回り社債(米ドル建て)の長期リターン



1989年11月末を100として指数化
期間：1989年11月末から2020年1月末
出所：Bloombergのデータをもとに楽天投信投資顧問作成

米国高利回り社債の代表的なインデックスであるバンクオブアメリカ・メリルリンチ・米国ハイ・イールド・マスターII指数は、1989年11月末からの約30年間で11倍以上に上昇しています。

なお、当指数は、債券の上昇や債券から支払われる利息を全て再投資し複利運用した場合のリターンを示しているものです。

高格付債よりも相対的にリスクが高く、株式性の資産特性も持ちますが、この期間のリスク(年換算標準偏差)は8.1%と、同期間の米国株式(S&P500指数)のリスク(14.2%)と比べて抑えられた水準となっています。

<ご注意>

バンクオブアメリカ・メリルリンチ・米国ハイ・イールド・マスターII指数は米国高利回り社債への長期分散複利投資の有効性を示すことを目的に使用しているものであり、当指数を参照するETFやその他パフォーマンス連動商品等を当ファンドが直接の投資対象とすることを約束するものではありません。

※上記グラフ・データは、参考情報として記載した過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆、あるいは保証するものではありません。

相場暴落時への対応

Cboeボラティリティ指数(VIX)の活用

当ファンドは、相場急落時に大きく上昇する傾向にあるVIXの先物を利用した商品を保有することにより、イベント時における相場暴落の損失を限定的にする効果を期待します。



期間：1997年12月末から2020年1月末

出所：Bloombergのデータをもとに楽天投信投資顧問作成

VIXとは？

- ・市場参加者が予想するS&P500指数の将来のボラティリティ(前頁でご説明した、価格の振れ具合を表す「リスク」と同じものです。)をシカゴ・オプション取引所(Cboe Options Exchange)が数値化したものです。
- ・参加者たちが見込むボラティリティが高まるとVIXは上昇しますが、一般的に相場の先行きに不確実性が高まるほど数値が上昇するとされ、リーマン・ショック時等の株式相場急落時には同指数は大きく上昇しました。
- ・また、株式相場が急落する時期以外(平常時)は、VIXは軟調に推移する傾向があります。

<ご注意>

左図はVIXとS&P500指数の値動きの特徴をご案内することを目的として作成されたものであり、これら指数を参照するETFやその他のパフォーマンス連動商品等を当ファンドが直接の投資対象とすることを約束するものではありません。

- VIXは計算された指数であり、VIXそのものに投資することはできませんが、VIXを参照して値動きをするVIX先物を活用することでVIXの特性を利用する運用が可能です。
- VIX先物は、これまでに観測された特性として、イベント時の相場急落の際はVIXに連動して大きく上昇する傾向があり、また、イベント時以外の平常時には、VIXよりも大きく下落する傾向にありました。特に長期的な下落が激しいため、一般にVIX先物の持ち切りはイベント時への備え(ヘッジ)を目的とする長期的保有には適さないと考えられます。
- 一方で、VIX先物の逆の動きをする指数(インバース型指数)の過去の動きでは、イベント時にはVIXと逆の運動をして急落する一方、それ以外の平常時には大きく上昇することが観測されました。
- そこで、VIX先物と同じように動くポジション(VIX先物の買い持ち)と、その逆の動きをするポジション(VIX先物の売り持ち)の配分を動的に変化させることにより、平常時の収益期待を維持しながら、相場暴落時の備えとなるような運用を目指すことが可能になります。当ファンドでは、ボラティリティ関連運用として、このような運用を取り入れます。
- なお、こうした運用では、相場急落が一過性のものに終わる場合には損失を被る傾向があります。急変によるVIXの急騰時は、その直前の平常時に保有していたVIX先物の売り持ちが損失をもたらします。そして、相場急変を受けて、VIX先物の買い持ちにポジションを切り替えた後に、すぐに相場が落ち着くようなケースでは、VIXが下落することによりさらに損失を被るためです。こうした一時的な急変動が頻発する相場環境においては、ボラティリティ関連運用が当ファンドの運用成績に負の影響を及ぼす可能性が高いことにはご注意ください。

※上記グラフ・データは、参考情報として記載した過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆、あるいは保証するものではありません。

為替ヘッジの必要性

円ベースで運用成果を確認する日本の投資家にとって、海外資産への投資において円安が進行すれば為替による利益が見込めます。しかし、為替は短期的にも長期的にも、円安になることを目指して価格形成されているわけではありません。

米ドル建て投資資産と米ドル・円レートの値動きの対比



※1989年11月30日を100として指数化
期間：1989年11月末から2020年1月末
出所：Bloombergのデータをもとに楽天投信投資顧問作成

- 米国を代表する株式指数であるS&P500指数（米ドル建て）は、ITバブル崩壊やリーマン・ショック時に大きく下落しましたが、その後大きく反発しています。
- 米国高利回り社債は、信用リスクに見合う相対的に高いインカム収入を計上し続けており、代表的な指数であるバンクオブアメリカ・メリルリンチ・米国ハイ・イールド・マスターII指数（米ドル建て）も長期的には大きく上昇しています。
- 一方、米ドル・円の為替レートは、日本経済が伸び悩んでいたにもかかわらず、円高に振れる局面が少なからずみられます。
- 米ドル建てである、米国株式や米国高利回り社債に投資し、米ドルベースでこれら資産の上昇を獲得できたとしても、円高が進めば、円ベースでの収益は低下します。
- また、これら米国株式や米国高利回り社債の米ドル建指数、および米ドル・円レートの月次騰落率の変動を測ると、米ドル・円レートの変動は、米国高利回り社債の変動よりも大きくなっています。為替ヘッジを行わない場合、局面によっては、グローバル分散を行っているにもかかわらず、ポートフォリオのリスクの大部分が為替レートの変動に起因し、分散投資の意義を限定的にしていると考えられます。

※上記グラフ・データは、参考情報として記載した過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆、あるいは保証するものではありません。

リスク（年換算標準報酬）

S&P500指数（米ドル建て）	14.2%
バンクオブアメリカ・メリルリンチ・米国ハイ・イールド・マスターII指数（米ドル建て）	8.1%
米ドル・円レート	10.4%

<ご注意>

左図におけるS&P500指数およびバンクオブアメリカ・メリルリンチ・米国ハイ・イールド・マスターII指数は、米国株式および米国高利回り社債の長期的な値動きを示すことを目的に使用しているものであり、当指数を参照するETFやその他のパフォーマンス連動商品等を当ファンドが直接の投資対象とすることを約するものではありません。

為替ヘッジの仕組み

- 為替ヘッジとは、外貨建資産に投資している際に、為替予約等を利用することで、投資対象資産における通貨の為替変動リスクを低減させることを言います。
- 為替ヘッジを行うと、将来外貨資産を受渡する際の為替レートを固定できるため、為替変動リスクを限定的にすることが可能になる一方で、ヘッジの対価として、当該対象通貨と円の短期金利差分のコストあるいはプレミアムが発生し、当該コスト／プレミアム分だけ外貨建投資資産からの円ベースでの実質的なリターンが増減します。

金利差とヘッジ後の円ベースリターンの関係

円短期金利 ≧ 対象通貨国短期金利
（日本と対象通貨国が双方とも低金利もしくは同程度の高金利の場合）

円と当該通貨間の為替リスクを低減しながら、現地通貨ベースのリターンと同等の円ベースリターンを享受できます。

円短期金利 < 対象通貨国金利
（日本が低金利で、対象通貨国が相対的に高金利の場合）

円と当該通貨間の為替リスクを低減しながら、円ベースのリターンは概ね、現地通貨ベースのリターンから当該通貨と円の金利差分をマイナスしたものと同等になります。

円短期金利 > 対象通貨国金利
（日本がインフレに転じ高金利となり、対象通貨国が相対的に低金利の場合）

円と当該通貨間の為替リスクを低減しながら、円ベースのリターンは概ね、現地通貨ベースのリターンにさらに円と当該通貨の金利差をプラスしたものを享受できます。

当ファンドの基本投資配分(イメージ)



出所: 楽天投信投資顧問作成

楽天投信投資顧問はこれらの資産に対し、中長期的な視点から適切と考えるリスク配分を行います。

当ページ記載の各資産クラスへの投資配分や各資産クラス内における運用態度は、2020年1月末時点の運用方針を示しているものです。投資対象ファンドは変更される場合があります。新たな資産クラスや地域、運用戦略が投資対象に加わることがあります。こうした投資対象の変更・追加や市場環境等の変化を受けた委託会社によるリスク配分の結果、各資産クラスへの投資配分が変更されたり、為替リスクにかかる運用態度に変更が加えられる場合があります。

<ご注意>

資金動向、市況動向等によっては、上記のような配分での運用ができない場合があります。

米国株式 35%	米国大型株式の代表的な指数であるS&P500指数に連動するETFに投資するほか、中小型株セクターの指数に連動するETFを組み入れる場合があります。基本的に対円で為替ヘッジを行います。
英国株式 5%	英国・ユーロ地域それぞれの大型株セクターの指数に連動するETFに投資するほか、中小型株セクターの指数に連動するETFにも投資する場合があります。基本的に対円で為替ヘッジを行います。
ユーロ地域 株式5%	
日本株式 5%	東証株価指数(TOPIX)に連動するETFのほか、JPX日経インデックス400や高配当株セクターの指数に連動するETFに投資する場合があります。
新興国株式 10%	新興各国を投資対象とする株式指数に連動するETFを組み入れます。新興国は相対的に大きな成長が見込まれ、経済成長とともに各国の通貨も長期的には高くなると考えられるため、基本的な為替ヘッジを行わずに投資します。
高利回り社債/ 新興国債券 20%	米国を中心とする高利回り社債や新興国債券の指数に連動するETFを中心に組み入れます。基本的に対円で為替ヘッジを行います。
ボラティリティ 関連運用 20%	主にVIX先物を利用した運用を組み入れることによって、株式や高利回り債券のようなリスク資産の急落時にポートフォリオ全体が大幅に下落してしまうリスクの低減を狙います。投資対象が外国通貨建てである場合は、基本的に対円で為替ヘッジを行います。

ファンドのしくみ

当ファンドは、マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、複数の投資信託証券に投資するファミリーファンド方式で運用します。



※為替ヘッジは「楽天みらい・マザーファンド」で行います。

主な投資制限

- マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 当ファンド(ベビーファンド)からの外貨建資産への直接投資は行いません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 当ファンド(ベビーファンド)からのデリバティブの直接利用は行いません。

分配方針

年1回の決算時(原則として毎年1月20日、休業日の場合は翌営業日)に、収益分配方針に基づき分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含む)等の全額とします。
- 収益分配額は、委託会社がファンド財産の長期的成長を優先しながら基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。必ず分配を行うものではありません。
- 収益分配金を支払う場合は税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

当ファンドには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、販売会社により異なる場合があります。特に長期的資産形成を目指す投資家の方は「分配金再投資コース」をお勧めいたします。

④ 信託金限度額

- ・1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2013年4月2日

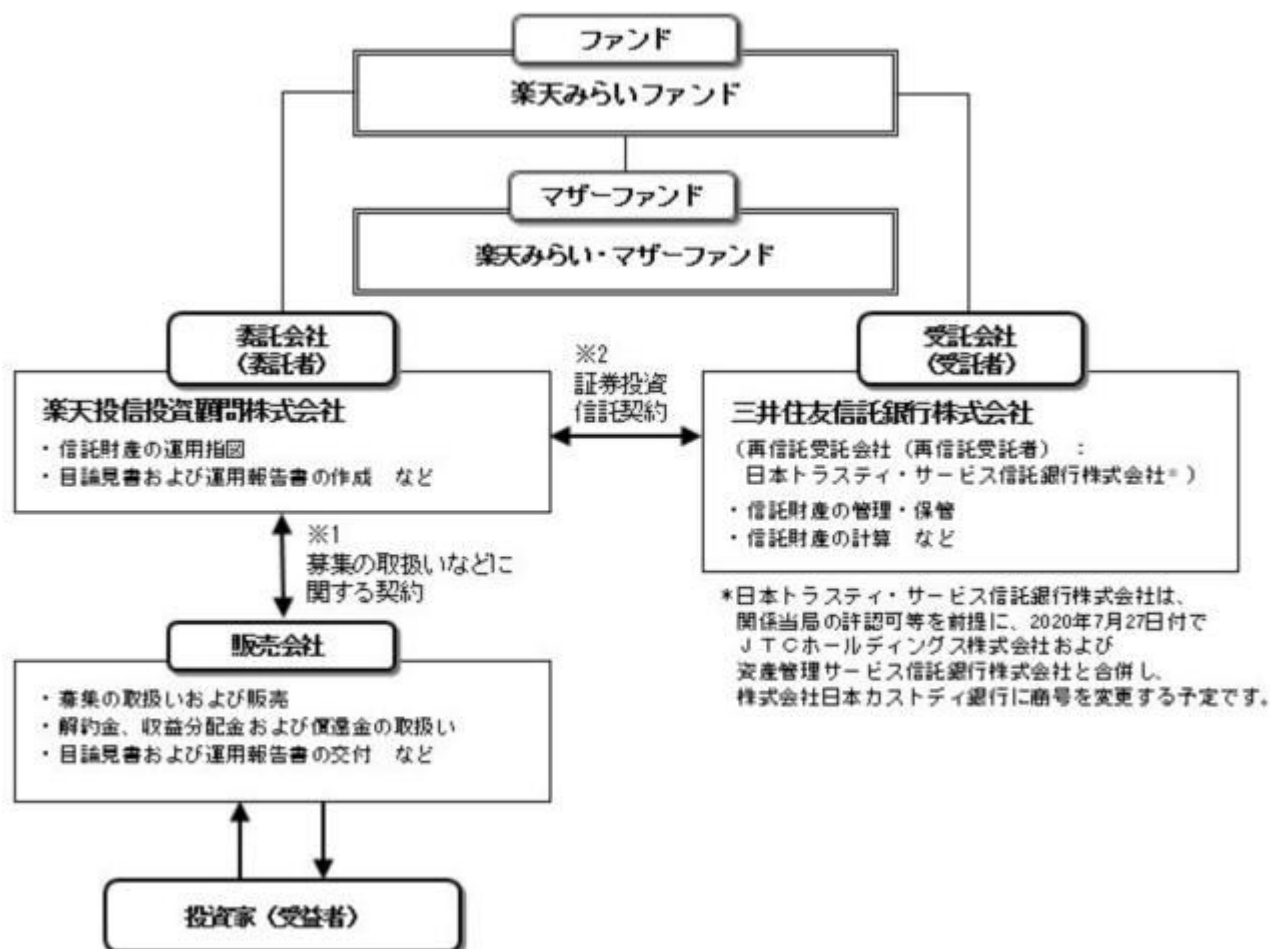
- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2015年11月20日

- ・信託期間を無期限に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2020年1月末現在）

1）資本金

150百万円

2）沿革

2006年12月28日 「楽天投信株式会社」設立

2008年 1月31日 金融商品取引業者登録 [関東財務局長（金商）第1724号]

2009年 4月 1日 株式会社ポーラスター投資顧問と合併、商号を「楽天投信投資顧問株式会社」に変更

3）大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
楽天カード株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	13,000株	100%

2 【投資方針】

（1）【投資方針】

① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、世界（日本を含みます。）の株式^{※1}を投資対象

とする投資信託証券および世界の債券^{※2}を投資対象とする投資信託証券、オルタナティブ運用^{※3}を行う投資信託証券に分散投資を行います。

※1：新興国の企業の発行する株式（新興国株式）を含みます。

※2：世界の高利回り社債（ハイ・イールド債）および新興国の公社債（新興国債券）を含みます。

※3：世界各国の債券先物取引、株価指数先物取引、金利先物取引、商品先物取引、為替予約取引、およびボラティリティ指数先物取引等を通じて、それらの価格の動きを活用し収益獲得を目指す手法（マネージド・フューチャー）や、ボラティリティ関連指数連動運用、多くの伝統的資産の価格が急落するような局面において収益機会を追求する投資手法（イベントリスク・ヘッジ運用）、リート、マスター・リミテッド・パートナーシップ等の株式類似の価格変動特性と相対的に高い利回りを兼ね備えているとされる資産（ハイブリッド資産）を実質的に投資対象とする運用等を含みます。

- ② マザーファンドを通じて、実質組入外貨建資産の割合に応じて為替ヘッジを行います。ヘッジ比率は前もって制限を設けず、円ベースでのリスク管理と長期的収益獲得の可能性を重視しながら決定します。当該外貨建資産の通貨ではなく米ドル等他通貨を用いた代替ヘッジを行うこともあります。
- ③ マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ④ ただし、資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記の運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

＜楽天みらいファンド＞

マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ）有価証券
- ロ）金銭債権
- ハ）約束手形

２）次に掲げる特定資産以外の資産

- イ）為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として楽天投信投資顧問株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「楽天みらい・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券並びに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １）コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
- ２）外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、１）の証券の性質を有するもの
- ３）国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）
- ４）外国法人が発行する譲渡性預金証書
- ５）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、３）の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １）預金
- ２）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３）コール・ローン
- ４）手形割引市場において売買される手形

- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<楽天みらい・マザーファンド>

投資信託証券を主要投資対象とします。為替ヘッジのために為替先渡・予約取引も活用します。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）

ハ) 金銭債権

ニ) 約束手形

- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）

- 2) コマーシャル・ペーパー及び短期社債等

- 3) 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、2)の証券の性質を有するもの

- 4) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）

- 5) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

- 6) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、4)の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金

- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

- 3) コール・ローン

- 4) 手形割引市場において売買される手形

- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要

<楽天みらい・マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、複数の投資信託証券に分散投資を行い、円ベースでの長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	投資信託証券を主要投資対象とします。為替ヘッジのために為替先渡・予約取引も活用します。

投資態度	① 主として、世界（日本を含みます。）の株式^{※1}を投資対象とする投資信託証券および世界の債券^{※2}を投資対象とする投資信託証券、オルタナティブ運用^{※3}を行う投資信託証券に分散投資を行います。 ※1：新興国の企業の発行する株式（新興国株式）を含みます。 ※2：世界の高利回り社債（ハイ・イールド債）および新興国の公社債（新興国債券）を含みます。 ※3：世界各国の債券先物取引、株価指数先物取引、金利先物取引、商品先物取引、為替予約取引、およびボラティリティ指数先物取引等を通じて、それらの価格の動きを活用し収益獲得を目指す手法（マネージド・フューチャー）や、ボラティリティ関連指数連動運用、多くの伝統的資産の価格が急落するような局面において収益機会を追求する投資手法（イベントリスク・ヘッジ運用）、リート、マスター・リミテッド・パートナーシップ等の株式類似の価格変動特性と相対的に高い利回りを兼ね備えているとされる資産（ハイブリッド資産）を実質的に投資対象とする運用等を含みます。 ② 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券の中から、定性、定量評価等を考慮して選定した投資信託証券（「投資対象ファンド」といいます。）に分散投資することを基本とします。 ③ 投資対象ファンドおよびそれらへの投資比率は、特に前もって制限を設けず、ファンド全体のリスク管理を重視しながら決定します。また、定性、定量評価等に基づき適宜見直しを行います。 ④ 投資信託証券への組入比率は、原則として高位を維持します。 ⑤ 組入外貨建資産の割合に応じて為替ヘッジを行います。ヘッジ比率は前もって制限を設けず、円ベースでのリスク管理と長期的収益獲得の可能性を重視しながら決定します。当該外貨建資産の通貨ではなく米ドル等他通貨を用いた代替ヘッジを行うこともあります。 ⑥ ただし、資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 ② 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ④ 株式への直接投資は行いません。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	一部解約時の基準価額に0.15%の率を乗じて得た額
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	楽天投信投資顧問株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

（参考）マザーファンドが投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）の概要

マザーファンド受益証券への投資を通じて、投資対象となる可能性のある投資信託証券は以下の通りです。

ファンド名	運用会社	実質的な主要投資対象	運用の基本方針	管理報酬等
iシェアーズ・コア S&P 500 ETF	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国の大型株セクターの株式	S&P500指数に連動する投資成果を目指す	0.04%
iシェアーズ・コア S&P 中型株 ETF	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国の中型株セクターの株式	S&P中型株400指数に連動する投資成果を目指す	0.06%*1
iシェアーズ・コア FTSE 100 UCITS ETF	ブラックロック・アドバイザーズ(UK)リミテッド	英国の大型株セクターの株式	FTSE100指数に連動する運用成果を目指す	0.07%
iシェアーズ FTSE 250 UCITS ETF	ブラックロック・アドバイザーズ(UK)リミテッド	英国の中型株セクターの株式	FTSE250指数に連動する運用成果を目指す	0.40%
iシェアーズ・コア ユーロ・ストック 50 UCITS ETF	ブラックロック・アドバイザーズ(UK)リミテッド	ユーロ地域の大株セクターの株式	ユーロ・ストック 50指数に連動する運用成果を目指す	0.10%
iシェアーズ ユーロ・ストック 中型株 UCITS ETF	ブラックロック・アドバイザーズ(UK)リミテッド	ユーロ地域の中型株セクターの株式	ユーロ・ストック 中型株指数に連動する運用成果を目指す	0.40%
TOPIX連動型上場投資信託	野村アセットマネジメント株式会社	東京証券取引所第一部に上場されている株式	TOPIX(東証株価指数)に連動する運用成果を目指す	0.121%
NEXT FUNDS 野村日本株高配当70連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	日本の高配当株式	野村日本株高配当70指数に連動する運用成果を目指す	0.352%
NEXT FUNDS JPX日経インデックス400連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	東京証券取引所に上場されている株式	JPX日経インデックス400に連動する運用成果を目指す	0.22%以内
シュワブ・エマージング・マーケット株式ETF	チャールズ・シュワブ・インベストメント・マネジメン・インク	新興国の株式	FTSEエマージング指数に連動する運用成果を目指す	0.11%*2
iシェアーズMSCIエマージング・マーケットETF	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	新興国の株式	MSCIエマージング・マーケット指数に連動する運用成果を目指す	0.68%*3
iシェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 UCITS ETF	ブラックロック・アドバイザーズ(UK)リミテッド	米ドル建高利回り社債	Markit iBoxx米ドル建リキッド・ハイ・イールド・キャップ指数に連動する運用成果を目指す	0.50%
iシェアーズ iBoxx 米ドル建てハイイールド社債 ETF	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米ドル建高利回り社債	Markit iBoxx米ドル建リキッド・ハイ・イールド指数に連動する運用成果を目指す	0.49%
iシェアーズ ユーロ建てハイイールド社債 UCITS ETF	ブラックロック・アドバイザーズ(UK)リミテッド	ユーロ建高利回り社債	Markit iBoxxユーロ建リキッド・ハイ・イールド指数に連動する運用成果を目指す	0.50%
iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 UCITS ETF	ブラックロック・アドバイザーズ(UK)リミテッド	米ドル建新興国ソブリン債	J.P.モルガンEMBIグローバル・コア指数に連動する運用成果を目指す	0.45%
iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 ETF	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米ドル建新興国ソブリン債	J.P.モルガンEMBI グローバル・コア指数に連動する運用成果を目指す	0.39%
iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット社債 UCITS ETF	ブラックロック・アドバイザーズ(UK)リミテッド	米ドル建新興国社債	J.P.モルガンCEMBI ブロード・ディバーシファイド・コア指数に連動する運用成果を目指す	0.50%
プロシェアーズVIXショート・ターム・フューチャーズETF	プロシェア・キャピタル・マネジメン・エルエルシー	VIX先物	S&P500VIX短期先物指数に連動する運用成果を目指す	0.85%
プロシェアーズ・ショートVIXショート・ターム・フューチャーズETF	プロシェア・キャピタル・マネジメン・エルエルシー	VIX先物	S&P500VIX短期先物指数の日々の騰落率のマイナス0.5倍の値動きに連動する運用成果を目指す	0.95%
楽天ボラティリティ・ファンド(適格機関投資家専用)	楽天投信投資顧問株式会社	VIX先物	主として、ボラティリティ関連資産への投資を行い、投資信託財産の成長を目指す。組入外貨建資産の割合に応じ、80%程度以上を基本として対円で為替ヘッジを行う。	0.055%

※ は、2020年2月末現在、マザーファンドを通じて投資している投資信託証券です。

※ 上記に記載した投資信託証券は、今後、定性・定量評価等を勘案して投資対象から除外される場合、あるいは、上記に記載された以外の投資信託証券が新たに追加となる場合があります。なお、上記の内容は2020年2月末現在で委託会社が知りうる情報を基に作成されたものであり、今後記載の内容が変更される場合があります。

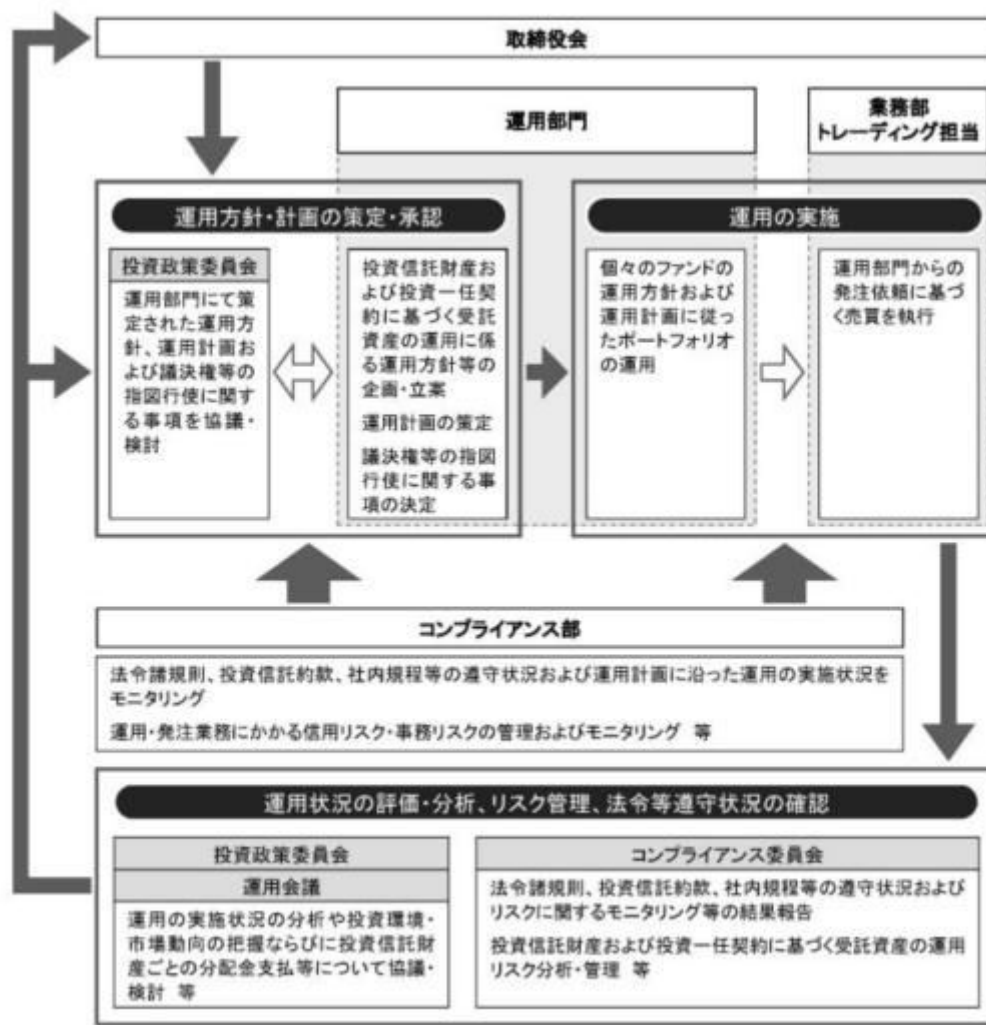
*1 2019年12月13日付で、経費率の見直しにより改定されました。

*2 2020年2月25日付で、経費率の見直しにより改定されました。

*3 2020年1月31日付で、経費率の見直しにより改定されました。

(3) 【運用体制】

委託会社における運用体制は、以下の通りです。



- ・「投資政策委員会」は、代表取締役が直轄する会議体として、運用部門が策定する運用計画、議決権等の指図行使に関する事項、ならびに投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の運用に関する運用方針等その他の重要事項を協議・検討します。
- ・「運用会議」は、決定された運用計画を受けて、投資信託財産、または投資一任契約に基づく受託資産ごとの具体的な運用に関する事項、ならびに投資信託財産ごとの分配金支払等について協議・検討します。（但し、運用会議において協議・検討された事項で重要なものと判断される事項については投資政策委員会に報告します。）
- ・運用部門は「投資政策委員会」で決定された運用計画に従って運用を実行します。
- ・「コンプライアンス委員会」は、コンプライアンスおよびリスク管理に関する社内規程等、それらに関する具体的施策、ならびにそれらに関する重要な事項について協議・検討を行います。また、法令諸規則等の遵守状況および各種リスクに関するモニタリング等の結果報告を受け、それらについて必要な事項を協議・検討します。
- ・コンプライアンス部は、投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の投資信託約款および運用ガイドライン等、法令諸規則等の遵守状況のモニタリングに関する業務ならびに投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の運用リスク管理に関する業務等を行います。

※当社は、ファンドの適正な運用、受益者との利益相反となる取引の未然防止を目的として「内部者取引管理規程」「利益相反管理規程」等の社内規程を設けております。また、「運用の基本方針」「運用業務規程」「運用管理規程」等を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めています。

※上記体制は2020年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配の決定を行います。

1) 分配対象額の範囲

分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース（一般コース）>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

<楽天みらいファンド>

1) マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。

2) 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

3) 同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

4) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

5) 外貨建資産への直接投資は行いません。

6) 株式への直接投資は行いません。

7) デリバティブの直接利用は行いません。

8) 公社債の借入れの指図、目的及び範囲

イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ) イ) の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ) イ) の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。

9) 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

10) 資金の借入れ

イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から

投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

<楽天みらい・マザーファンド>

1) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

2) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

3) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

4) 株式への直接投資は行いません。

5) 先物取引等の運用指図、目的及び範囲

イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。）等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

ロ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことを指図することができます。

ハ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。

6) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図

イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ) 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

ホ) 6)において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ) 6)において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替

取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下6）において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下6）において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ト）6）において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

7) 公社債の借入れの指図、目的及び範囲

イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ) イ) の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ) イ) の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。

8) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

9) 外国為替予約取引の指図、目的及び範囲

委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

10) デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

11) 信用リスク集中回避のための投資制限

イ) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因およびその他の留意点

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産

に投資する場合は、為替変動の影響を受けます。従って、投資信託は預貯金と異なり、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益は、すべて投資家の皆様に帰属します。投資家の皆様には、当ファンドが有するリスクについてご理解のうえ投資判断をしていただくようお願いいたします。

<主な変動要因>

① 価格変動リスク

取引所に上場されている投資信託証券は、上場株式と同様に市場で取引が行われ、価格が決定されます。市場価格の変動は、ファンドの基準価額の変動要因となります。

② 株価変動リスク

投資信託証券への投資を通じて、実質的には株式やその派生商品を投資対象とする場合があります。株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。

③ 金利変動リスク

投資信託証券への投資を通じて、実質的には債券やその派生商品を投資対象とする場合があります。投資対象としている国の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーション[※]が長いほど大きくなります。

※デュレーションとは、「債券投資の平均回収期間」および「金利変動に対する債券価格の変動性」を意味します。

④ 信用リスク

投資信託証券への投資を通じて、実質的に投資している有価証券等の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により有価証券等の価格が下落すると、ファンドの基準価額の下落要因となります。また、信用格付けが低い高利回り債においては、発行体の信用状況やそれに対する市場参加者の思惑等により、格付けの高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や債務不履行が生じるリスクが高いと想定されます。

⑤ 為替変動リスク

投資信託証券への投資を通じて、日本以外の外国の有価証券等に投資を行う場合は、為替リスクが発生し、各国通貨の円に対する為替レートにより、ファンドの基準価額が変動します。為替レートは投資対象国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により大幅に変動します。ファンドは実質的に保有する外貨建資産について、部分的に為替ヘッジを行います。完全にはヘッジしませんので、為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落する要因となります。また、投資信託証券への投資を通じて、各国通貨やそれら為替レートの派生商品を投資対象とする場合があります。為替レートが変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。

⑥ カントリー・リスク

投資信託証券への投資を通じて、海外の金融・証券市場に投資を行う場合は、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。さらに、投資対象先がエマージング・マーケット（新興国市場）の場合には、特有のリスク（政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等）も想定されます。

⑦ ボラティリティ変動リスク

投資信託証券への投資を通じて、実質的に各国の株式・債券等資産価格のボラティリティに連動する金融商品を投資対象とする場合があります。そうした金融商品は一般に当該資産を原資産とするオプション市場におけるインプライド・ボラティリティ[※]を参照して価格が変動します。インプライド・ボラティリティは当該資産の変動やそれに対する市場参加者の思惑によって大きく変動することがあり、それを参照する金融商品の価格変動は、ファンドの基準価額の変動要因となります。

※インプライド・ボラティリティとは、オプション価格から逆算される、市場参加者が想定する資産価格のボラティリティをいいます。

⑧ 物価変動リスク

投資信託証券への投資を通じて、実質的には各国の物価連動国債やその派生商品を投資対象とする場合があります。各国における物価の下落（上昇）は、その国の物価連動国債の元本および利払い額を

減少（増加）させ、ファンドの基準価額の変動要因となります。

⑨ 不動産市場に関するリスク

投資信託証券への投資を通じて、実質的にはリートやその派生商品を投資対象とする場合があります。リーートの価格は当該リートが組入れている不動産等の価値や賃料等に加え、様々な市場環境等の影響を受けます。リーートの価格が変動すればファンドの基準価額が変動する要因となります。

⑩ 商品市況の変動リスク

投資信託証券への投資を通じて、実質的には商品やその派生商品を投資対象とする場合があります。商品価格は、様々な要因（商品の需給関係や為替、金利、天候、景気、農業生産、貿易動向、政治的・経済的事由および政策、疾病、伝染病、技術発展等）で変動します。商品価格が変動した場合には、ファンドの基準価額の変動要因となります。

⑪ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額の変動リスク

解約資金を手当するため、投資対象ファンドにおいて保有投資対象を処分いたします。その際には、取引執行コストがかかり、ファンドの基準価額の下落要因となります。また、処分の際の市況動向や取引量等の状況によってはファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。また、保有投資信託証券の売却代金回収までの期間、一時的にファンドで資金借入を行うことによってファンドの解約代金の支払に対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

⑫ 流動性リスク

取引所に上場されている投資信託証券を売却あるいは購入しようとする際に、また上場・非上場を問わず組入投資信託証券を通じて実質的に投資している資産を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能となるリスクがあります。例えば、市況動向や市場における流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入れている取引所に上場されている投資信託証券を、あるいは実質的に投資している投資対象を、市場実勢より不利な価格で処分しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。また、組入投資信託証券の直接解約を申し込む場合、市場の流動性の状況によっては解約金の受け取りに遅延が発生し、その場合には、上記⑩にあるようにファンドの負担により資金借入の必要が生じ得ます。

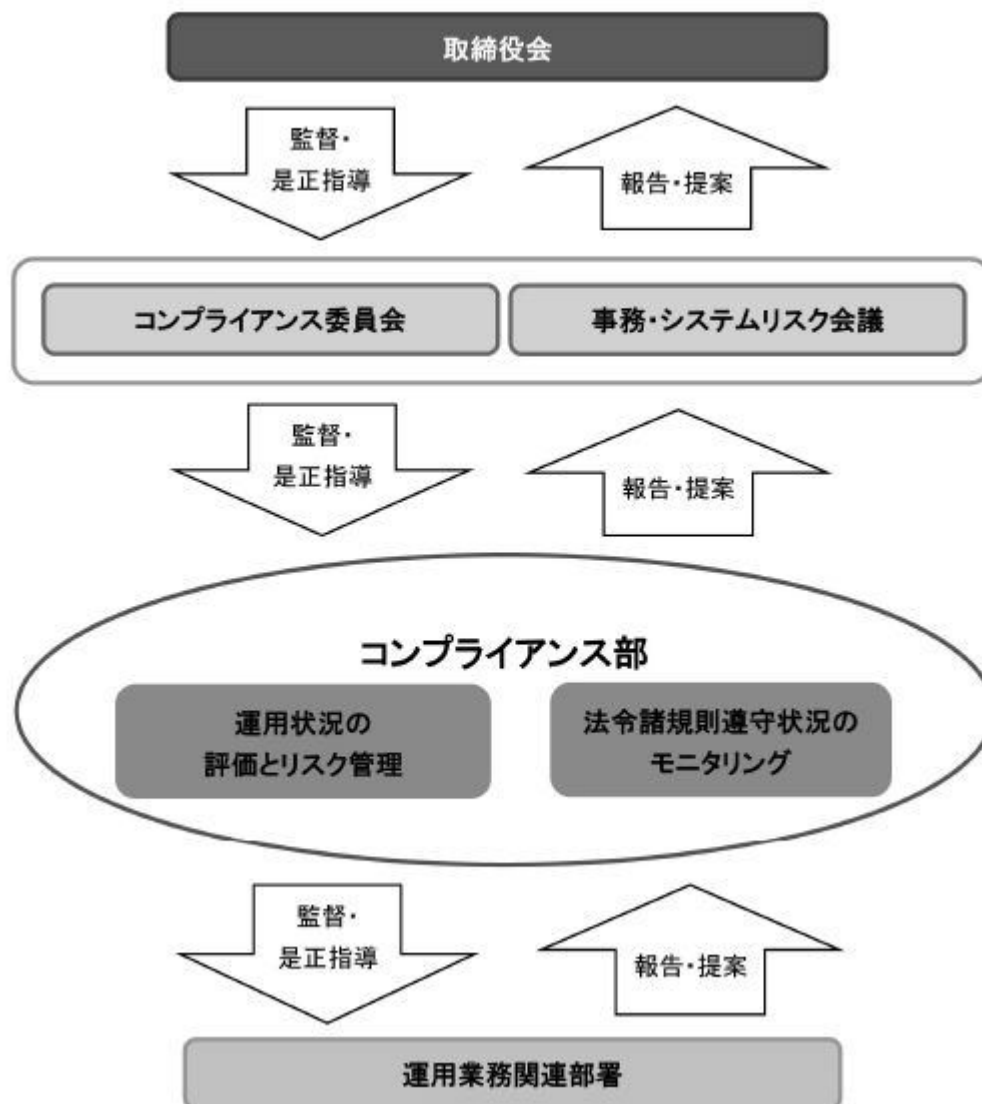
※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- 1) 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 2) 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 3) 当ファンドに関連する法令・税制・会計等は、今後、変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響がおよぶ場合があります。
- 4) 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

(2) リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。



*全社的なリスク管理

委託会社では、コンプライアンス部を設置し全社的なリスク管理を行っています。法令諸規則等の遵守状況やリスク管理状況については、コンプライアンス委員会や事務・システムリスク会議を通じて取締役会に報告されます。

また、コンプライアンス部は各種リスク（運用リスク、事務システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告やリスクの低減にかかる施策などの構築を行っています。

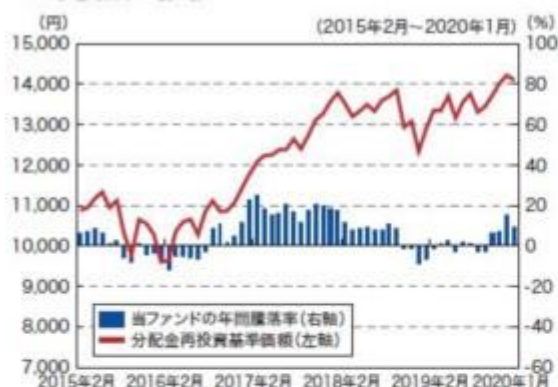
*運用状況の評価・分析とリスク管理

コンプライアンス部は、投資信託財産についての運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク管理状況のモニタリングを行い、その評価と分析の結果をコンプライアンス委員会に報告し、必要に応じて関連部にその対応等を指示し、適切な管理を行います。また、コンプライアンス委員会の内容は、毎月取締役会に報告されます。

※上記体制は2020年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。（分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。）

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの騰落率は以下の各指数の騰落率です。

日本株……S&P日本総合指数（トータル・リターン、円ベース）

先進国株……S&P先進国総合指数（除く日本、トータル・リターン、円換算ベース）

新興国株……S&P新興国総合指数（トータル・リターン、円換算ベース）

日本国債……ブルームバーグ・パークレイズ・グローバル国債：日本インデックス（円ベース）

先進国国債……ブルームバーグ・パークレイズ・グローバル国債（日本除く）インデックス（円ベース）

新興国国債……ブルームバーグ・パークレイズ新興市場国通貨建て高流動性国債インデックス（円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

4 【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ・投資家が販売会社のウェブサイトより自ら投資信託説明書を電磁的手段で入手、内容を確認し発注する場合には原則として申込手数料はかかりません。
- ・販売会社営業員や金融商品仲介業者等の特定の担当者がある場合、申込手数料率は3.3%（税抜3%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料は、購入時の商品説明ならびに事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

（2）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.15%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、① 基本報酬額に② 成功報酬額を加算して得た額とします。

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

① 基本報酬額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.22%（税抜0.2%）の率を乗じて得た額とします。

基本報酬額の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率	
委託会社	0.110%（税抜0.10%）
販売会社	0.077%（税抜0.07%）
受託会社	0.033%（税抜0.03%）

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

② 成功報酬額

委託会社は、基本報酬額に加えて、ハイ・ウォーターマーク方式を用いた成功報酬額を受領します。

ハイ・ウォーターマークは、成功報酬額を計上した場合における同日の基準価額（成功報酬額控除後）をもって更新され、翌営業日以降適用されます。

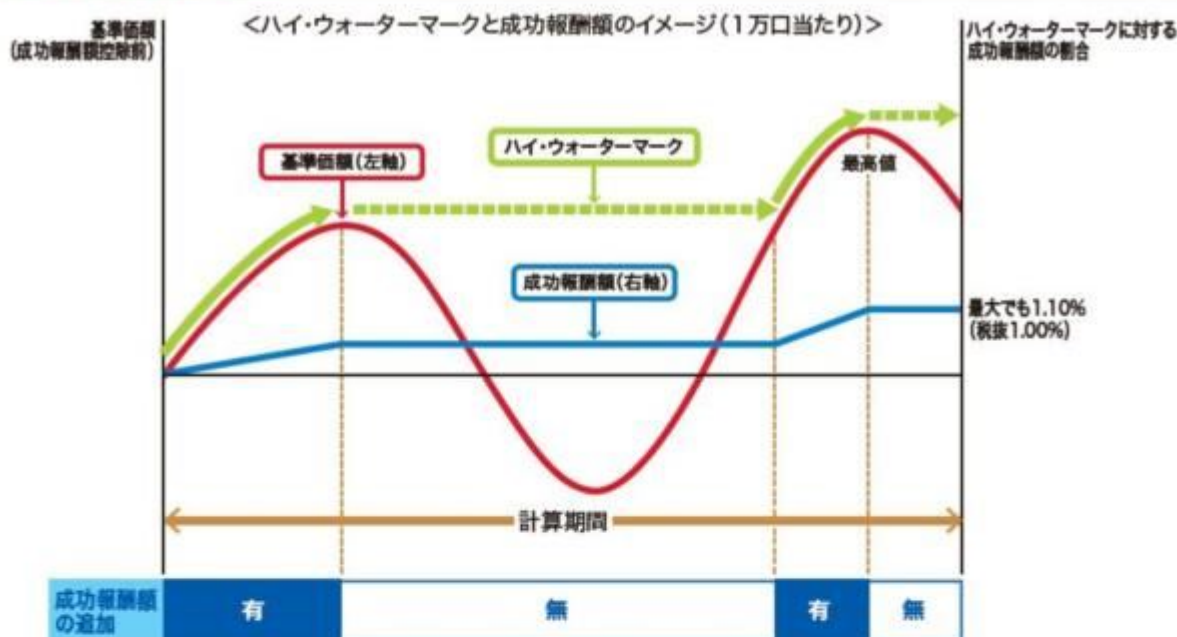
ハイ・ウォーターマーク方式を用いた成功報酬額は、毎営業日に、当該営業日の基準価額（成功報酬額控除前）が、前営業日のハイ・ウォーターマークを超えた場合に、その超過額に13.2%（税抜12%）を乗じて得た額とします。ただし、当該営業日が属する計算期の期初から当該営業日までに計上される1万口当り成功報酬額の合計は、ハイ・ウォーターマークの1.1%（税抜1%）となる額を上限とします。

成功報酬額は、委託会社と販売会社がそれぞれ70%と30%で按分して受領します。

基準価額（成功報酬額控除前）がハイ・ウォーターマークを超えない場合、成功報酬額は受領されず、ハイ・ウォーターマークは更新されません。

なお、計算期末時点で成功報酬額が計上されている場合は、当該計算期に計上された全ての成功報酬額が払い出され、翌計算期以降の成功報酬額の上限には考慮されません。また、計算期末に分配金が支払われる場合は、翌期以降のハイ・ウォーターマークは、対応する分配金に相当する額が調整されます。

成功報酬のイメージ



＜成功報酬額控除のイメージ（1万口当たり）＞

	T日目	+1日目	+2日目	+3日目	+4日目
①基準価額 (成功報酬控除前)	10,020円	10,050円	10,150円	10,244円	10,200円
②成功報酬額(税抜)	—	—	6円 (50円×12%)	12円 (100円×12%)	—
累計額	10円	10円	16円	28円	28円
1計算期間の上限	101円 (10,100円の1%)	101円 (10,100円の1%)	101.44円 (10,144円の1%)	102.32円 (10,232円の1%)	102.32円 (10,232円の1%)
③基準価額 (成功報酬控除後)	—	—	10,144円	10,232円	—
④ハイ・ウォーターマーク	10,100円	10,100円	10,144円	10,232円	10,232円
⑤基準価額	10,020円	10,050円	10,144円	10,232円	10,200円

2日目の成功報酬控除前基準価額(①)がそれまでのハイ・ウォーターマーク(④)を超えたため、その超過額に対する12%(税抜)にあたる成功報酬額(②)を控除した成功報酬控除後基準価額(③)が計算され、2日目の基準価額(⑤)となり、またハイ・ウォーターマークおよび成功報酬額の上限が更新され翌営業日以降に適用されます。

※上記はハイ・ウォーターマーク方式を用いた成功報酬額控除を説明するため仮定の数値を元に計算したものであり、実際の内容とは異なります。

※計算にあたり成功報酬控除の率および1計算期間の成功報酬上限額には税抜き数値を用いています。実際には消費税等も考慮されます。

ご注意

- ある営業日においていったん発生し、基準価額から控除された成功報酬額は、たとえその後基準価額が下落したとしても減額ないし払い戻されることはありません。
- 計算期末に分配金が支払われる場合は、翌期以降のハイ・ウォーターマークは、対応する分配金に相当する額が調整されます。
- 上図はハイ・ウォーターマーク方式を用いた成功報酬額受領についての理解を深めるための概念図であり、当ファンドの将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

＊なお、当ファンドの信託報酬のほかに、当ファンドがマザーファンドを通じて投資対象とする投資信託証券にも管理報酬等が別途かかります。これらは投資対象ファンドにより異なり、また当ファンドへの全体のインパクトは各投資対象ファンドへの配分で変わるため前もって提示することができません。2020年2月末現在、年0.15%程度となっていますが、今後、投資内容によりこの数値は変動します。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額、およびその他投資信託財産の運営にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、原則として受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。ただし、委託

会社は投資信託財産の規模等を考慮して、当該諸経費の一部もしくはすべてを負担する場合があります。

- ② 投資信託財産にかかる監査報酬は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。
- ③ 投資信託財産で有価証券の売買を行う際に発生する売買委託手数料等、当該売買委託手数料等にかかる消費税等に相当する金額は、投資信託財産中から支弁します。
- ④ 投資信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

※「その他の手数料等」については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。

費用・手数料等の合計額は、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれませ

ん。）が個別元本になります。

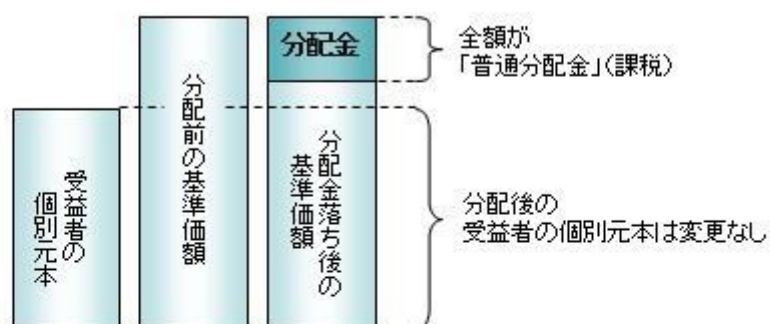
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

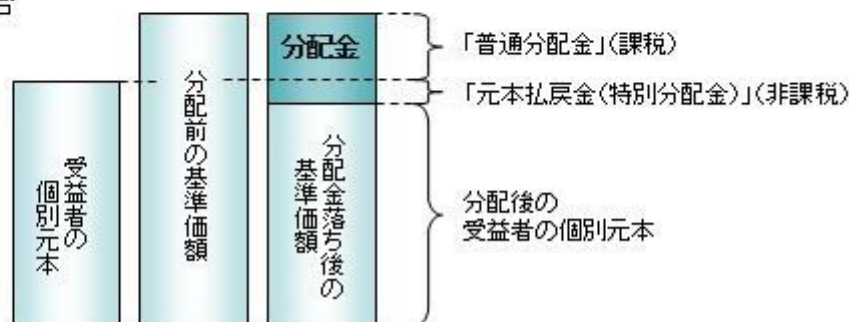
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
- イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2020年1月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【楽天みらいファンド】

以下の運用状況は2020年 1月31日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
-------	------	----------	----------

親投資信託受益証券	日本	1,631,486,483	99.51
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	7,995,446	0.49
合計(純資産総額)		1,639,481,929	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	楽天みらい・マザーファンド	1,090,201,459	1.5361	1,674,658,462	1.4965	1,631,486,483	99.51

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.51
合計	99.51

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末（2014年 1月20日）	532	532	1.0657	1.0657
第2計算期間末（2015年 1月20日）	918	918	1.0394	1.0394
第3計算期間末（2016年 1月20日）	940	940	0.9468	0.9468
第4計算期間末（2017年 1月20日）	1,118	1,118	1.1647	1.1647
第5計算期間末（2018年 1月22日）	1,471	1,471	1.3915	1.3915
第6計算期間末（2019年 1月21日）	1,559	1,559	1.2862	1.2862
第7計算期間末（2020年 1月20日）	1,688	1,688	1.4475	1.4475
2019年 1月末日	1,569	—	1.2902	—
2月末日	1,628	—	1.3351	—

3月末日	1,628	—	1.3347	—
4月末日	1,661	—	1.3709	—
5月末日	1,625	—	1.3161	—
6月末日	1,661	—	1.3563	—
7月末日	1,693	—	1.3766	—
8月末日	1,648	—	1.3310	—
9月末日	1,659	—	1.3445	—
10月末日	1,670	—	1.3724	—
11月末日	1,686	—	1.4035	—
12月末日	1,666	—	1.4221	—
2020年 1月末日	1,639	—	1.4101	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2013年 4月 2日～2014年 1月20日	0.0000
第2期	2014年 1月21日～2015年 1月20日	0.0000
第3期	2015年 1月21日～2016年 1月20日	0.0000
第4期	2016年 1月21日～2017年 1月20日	0.0000
第5期	2017年 1月21日～2018年 1月22日	0.0000
第6期	2018年 1月23日～2019年 1月21日	0.0000
第7期	2019年 1月22日～2020年 1月20日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2013年 4月 2日～2014年 1月20日	6.57
第2期	2014年 1月21日～2015年 1月20日	△2.47
第3期	2015年 1月21日～2016年 1月20日	△8.91
第4期	2016年 1月21日～2017年 1月20日	23.01
第5期	2017年 1月21日～2018年 1月22日	19.47
第6期	2018年 1月23日～2019年 1月21日	△7.57
第7期	2019年 1月22日～2020年 1月20日	12.54

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
---	----	---------	---------

第1期	2013年 4月 2日～2014年 1月20日	739,546,428	239,501,525
第2期	2014年 1月21日～2015年 1月20日	681,632,951	298,349,366
第3期	2015年 1月21日～2016年 1月20日	373,649,176	263,521,363
第4期	2016年 1月21日～2017年 1月20日	231,218,856	264,250,772
第5期	2017年 1月21日～2018年 1月22日	356,311,405	258,879,305
第6期	2018年 1月23日～2019年 1月21日	386,648,309	231,739,519
第7期	2019年 1月22日～2020年 1月20日	245,550,221	291,742,708

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

楽天みらい・マザーファンド

以下の運用状況は2020年 1月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	393,513,669	24.12
	アメリカ	729,342,718	44.70
	アイルランド	494,133,090	30.29
	小計	1,616,989,477	99.11
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	14,491,081	0.89
合計(純資産総額)		1,631,480,558	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建	—	1,060,862,510	△65.02

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
アメリカ	投資信託受益証券	iShares Core S&P 500 ETF	13,744	36,371.50	499,890,033	35,890.55	493,279,793	30.24
日本	投資信託受益証券	楽天ボラティリティ・ファンド（適格機関投資家専用）	400,072,169	0.8078	323,178,298	0.781	312,456,363	19.15
アイルランド	投資信託受益証券	iShares USD HY Corp Bond UCITS ETF	22,142	11,350.96	251,333,063	11,228.81	248,628,479	15.24

アメリカ	投資信託受益証券	Schwab Emerging Markets Equity ETF	53,643	3,074.40	164,920,114	2,874.82	154,214,055	9.45
アイルランド	投資信託受益証券	iShares J.P.Morgan USD EM Bond UCITS ETF	6,784	12,498.27	84,788,305	12,521.17	84,943,676	5.21
アメリカ	投資信託受益証券	iShares Core S&P Mid-Cap ETF	3,669	22,809.89	83,689,519	22,308.22	81,848,870	5.02
日本	投資信託受益証券	T O P I X連動型上場投資信託	46,398	1,807	83,841,186	1,747	81,057,306	4.97
アイルランド	投資信託受益証券	iShares Core FTSE 100 UCITS ETF	77,635	1,080.52	83,886,620	1,040.80	80,803,124	4.95
アイルランド	投資信託受益証券	iShares Core EURO STOXX 50 UCITS ETF	17,701	4,648.99	82,291,833	4,505.83	79,757,811	4.89

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.11
合計	99.11

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	売建	8,280,000.00	910,386,000	901,609,200	△55.26
	ユーロ	売建	658,000.00	80,453,660	79,170,560	△4.85
	イギリス・ポンド	売建	561,000.00	80,279,100	80,082,750	△4.91

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

《参考情報》

運用実績

2020年1月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

(円) 当初設定日(2013年4月2日)～2020年1月31日



基準価額	14,101円
純資産総額	1,639百万円

※「分配金再投資基準価額」は、税引前分配金を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
 ※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

決算期	第3期 2016年1月	第4期 2017年1月	第5期 2018年1月	第6期 2019年1月	第7期 2020年1月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

	銘柄名	種類	国/地域	通貨	投資比率
1	iシェアーズ・コア S&P500 ETF	投資信託証券	アメリカ	米ドル	30.2%
2	楽天ボラティリティ・ファンド(適格機関投資家専用)	投資信託証券	日本	円	19.2%
3	iシェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 UCITS ETF	投資信託証券	アイルランド	米ドル	15.2%
4	シュワブ・エマージング・マーケット株式ETF	投資信託証券	アメリカ	米ドル	9.5%
5	iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 UCITS ETF	投資信託証券	アイルランド	米ドル	5.2%
6	iシェアーズ・コア S&P 中型株 ETF	投資信託証券	アメリカ	米ドル	5.0%
7	TOPIX連動型上場投資信託	投資信託証券	日本	円	5.0%
8	iシェアーズ・コア FTSE 100 UCITS ETF	投資信託証券	アイルランド	英ポンド	5.0%
9	iシェアーズ・コア ユーロ・ストックス 50 UCITS ETF	投資信託証券	アイルランド	ユーロ	4.9%
	短期金融資産、その他				0.9%
	合計				100.0%

※当ファンドの純資産総額に対し、楽天みらい・マザーファンドを99.5%組入れています。

※国/地域は、各投資信託証券の発行地です。

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各資産の評価額の比率です。

最新の運用状況については、委託会社のホームページにてご確認ください。

年間収益率の推移(暦年ベース)

当ファンドには、ベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「税引前分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※2013年は設定日(2013年4月2日、基準価額は10,000円)から年末まで、2020年は1月末までの騰落率を表しています。

(ファンドの騰落率)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間 収益率	
2013年	—	—	—	1.2%	1.7%	-4.0%	3.6%	-2.6%	3.6%	3.0%	1.5%	-1.0%	6.8%	設定来
2014年	-3.8%	-0.2%	-0.1%	0.6%	3.1%	1.9%	0.0%	0.3%	-2.0%	-1.4%	4.7%	-3.1%	-0.2%	
2015年	-2.1%	4.2%	0.7%	2.0%	1.5%	-3.5%	1.6%	-7.7%	-4.8%	8.9%	-0.9%	-2.6%	-3.5%	
2016年	-6.6%	0.4%	7.6%	2.1%	0.7%	-3.7%	5.6%	2.5%	-2.4%	0.2%	1.9%	3.3%	11.3%	
2017年	2.8%	2.6%	1.4%	0.1%	1.0%	0.1%	2.1%	-1.9%	2.7%	3.0%	1.1%	2.3%	18.5%	
2018年	1.7%	-2.0%	-2.3%	1.1%	1.1%	-1.2%	2.0%	0.7%	1.1%	-6.6%	1.1%	-5.7%	-9.0%	
2019年	4.6%	3.5%	-0.0%	2.7%	-4.0%	3.1%	1.5%	-3.3%	1.0%	2.1%	2.3%	1.3%	15.3%	
2020年	-0.8%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	-0.8%	41.0%

※騰落率は、税引前分配金再投資基準価額を基に、各月の前月末比で算出しています。

※2013年4月および設定来の騰落率は、設定時基準価額を10,000円として算出しています。

※2013年の年間収益率は設定日(2013年4月2日、基準価額は10,000円)から年末まで、2020年は1月末までの騰落率を表しています。

最新の運用状況については、委託会社のホームページにてご確認ください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

※販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。

（３）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（４）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（５）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

（６）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

※＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

（７）申込単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（９）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所[※]における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、実質的に投資している投資信託証券の解約または換金の中止ならびに当該投資信託証券の評価価額の算出・発表が予定された時間にできない場合、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（３）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

（４）解約制限

投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には制限を設ける場合があります。

（５）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.15%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口：電話番号03-6432-7746

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

（６）手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、実質的に投資している投資信託証券の解約または換金の上止ならびに当該投資信託証券の評価価額の算出・発表が予定された時間にできない場合、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

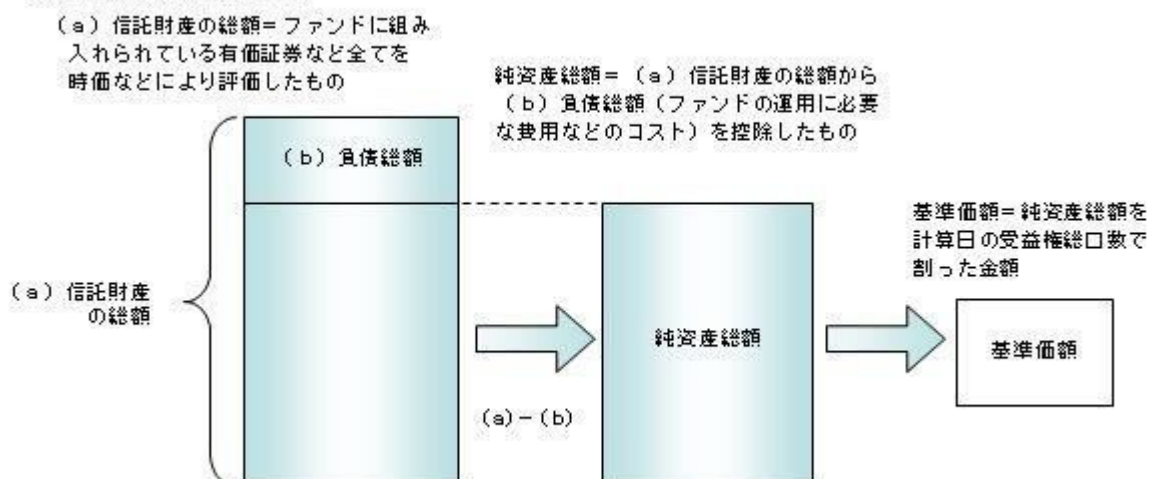
3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（借入公社債を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口：電話番号03-6432-7746

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2013年4月2日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年1月21日から翌年1月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合

ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ）やむを得ない事情が発生したとき

2）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

1）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

1）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

2）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

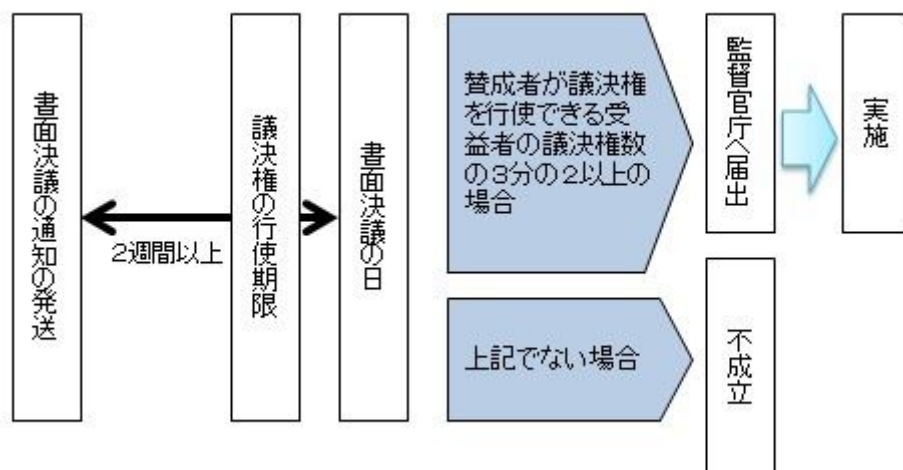
3）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

4）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

5）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

6）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

＜書面決議の主な流れ＞



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス <http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当計算期間(2019年1月22日から2020年1月20日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【楽天みらいファンド】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2019年 1月21日現在	当期 2020年 1月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,416,902	18,674,875
親投資信託受益証券	1,559,484,644	1,680,776,503
未収入金	4,215,000	9,700,000
流動資産合計	1,570,116,546	1,709,151,378
資産合計	1,570,116,546	1,709,151,378
負債の部		
流動負債		
未払解約金	6,494,129	9,210,698
未払受託者報酬	257,853	273,664
未払委託者報酬	2,683,892	10,195,500
未払利息	-	53
その他未払費用	808,680	810,894
流動負債合計	10,244,554	20,490,809
負債合計	10,244,554	20,490,809
純資産の部		
元本等		
元本	1,212,765,275	1,166,572,788
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	347,106,717	522,087,781
（分配準備積立金）	272,001,960	271,503,310
元本等合計	1,559,871,992	1,688,660,569
純資産合計	1,559,871,992	1,688,660,569
負債純資産合計	1,570,116,546	1,709,151,378

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2018年 1月23日 至 2019年 1月21日	当期 自 2019年 1月22日 至 2020年 1月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	△115,480,056	208,216,859
営業収益合計	△115,480,056	208,216,859
営業費用		
支払利息	3,456	5,194
受託者報酬	506,834	536,952
委託者報酬	4,094,689	11,687,406
その他費用	1,721,157	1,610,910
営業費用合計	6,326,136	13,840,462
営業利益又は営業損失（△）	△121,806,192	194,376,397
経常利益又は経常損失（△）	△121,806,192	194,376,397
当期純利益又は当期純損失（△）	△121,806,192	194,376,397
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△11,669,894	21,192,589
期首剰余金又は期首欠損金（△）	414,114,484	347,106,717
剰余金増加額又は欠損金減少額	131,695,856	86,707,847
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	131,695,856	86,707,847
剰余金減少額又は欠損金増加額	88,567,325	84,910,591
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	88,567,325	84,910,591
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	347,106,717	522,087,781

（３）【注記表】
 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 2019年 1月21日現在	当期 2020年 1月20日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	1,212,765,275口	1,166,572,788口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額	1.2862円 (10,000口当たり純資産額) (12,862円)	1.4475円 (10,000口当たり純資産額) (14,475円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2018年 1月23日 至 2019年 1月21日			当期 自 2019年 1月22日 至 2020年 1月20日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	37,301,534円	費用控除後の配当等収益額	A	36,955,577円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	20,300,066円
収益調整金額	C	197,531,605円	収益調整金額	C	250,584,471円
分配準備積立金額	D	234,700,426円	分配準備積立金額	D	214,247,667円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	469,533,565円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	522,087,781円
当ファンドの期末残存口数	F	1,212,765,275口	当ファンドの期末残存口数	F	1,166,572,788口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,871.59円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,475.37円
10,000口当たり分配金額	H	－円	10,000口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

	当期 自 2019年 1月22日 至 2020年 1月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき金融商品を保有しております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、売買目的有価証券のほか、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。当該金融商品は価格変動リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3.金融商品に係るリスクの管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類ごとに行っております。
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2019年 1月21日現在	当期 2020年 1月20日現在
1.貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2019年 1月21日現在	当期 2020年 1月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△104,887,121	194,958,258
合計	△104,887,121	194,958,258

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 2018年 1月23日 至 2019年 1月21日	当期 自 2019年 1月22日 至 2020年 1月20日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	前期 自 2018年 1月23日 至 2019年 1月21日	当期 自 2019年 1月22日 至 2020年 1月20日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	1,057,856,485円	1,212,765,275円
期中追加設定元本額	386,648,309円	245,550,221円
期中一部解約元本額	231,739,519円	291,742,708円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	楽天みらい・マザーファンド	1,094,041,856	1,680,776,503	
合計		1,094,041,856	1,680,776,503	

券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外です。

楽天みらい・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)		
	2019年 1月21日現在	2020年 1月20日現在
資産の部		
流動資産		
預金	1,072,784	2,841,710
コール・ローン	22,159,171	36,951,987
投資信託受益証券	1,551,015,955	1,670,607,206
未収配当金	328,774	299,235
流動資産合計	1,574,576,684	1,710,700,138
資産合計	1,574,576,684	1,710,700,138
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	10,847,132	20,200,786
未払解約金	4,215,000	9,700,000
未払利息	-	106
流動負債合計	15,062,132	29,900,892
負債合計	15,062,132	29,900,892
純資産の部		
元本等		
元本	1,151,846,255	1,094,041,856
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	407,668,297	586,757,390

	2019年 1月21日現在	2020年 1月20日現在
元本等合計	1,559,514,552	1,680,799,246
純資産合計	1,559,514,552	1,680,799,246
負債純資産合計	1,574,576,684	1,710,700,138

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の市場価格又は基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客直物電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落ちの売買が行われる日において、当該金額を計上しております。 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2019年 1月21日現在	2020年 1月20日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	1,151,846,255口	1,094,041,856口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額	1.3539円 (10,000口当たり純資産額) (13,539円)	1.5363円 (10,000口当たり純資産額) (15,363円)

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2019年 1月22日 至 2020年 1月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき金融商品を保有しております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、売買目的有価証券のほか、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。当該金融商品は価格変動リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 デリバティブ取引は、為替予約取引であり、信託約款及びデリバティブ取引に関する社内規定の範囲内で行います。これらの取引には為替変動リスクなどがあります。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類ごとに行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2019年 1月21日現在	2020年 1月20日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引

	デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。
	(3) 上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(3) 上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2019年 1月21日現在	2020年 1月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△131,041,988	174,279,363
合計	△131,041,988	174,279,363

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(2019年 1月21日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	売建	975,257,798	—	986,104,930	△10,847,132
	アメリカ・ドル	824,937,395	—	834,187,900	△9,250,505
	ユーロ	75,085,773	—	75,717,180	△631,407
	イギリス・ポンド	75,234,630	—	76,199,850	△965,220
合計		975,257,798	—	986,104,930	△10,847,132

(2020年 1月20日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建	1,054,531,714	—	1,074,732,500	△20,200,786

	アメリカ・ドル	892,223,820	—	910,386,000	△18,162,180
	ユーロ	80,778,550	—	81,920,900	△1,142,350
	イギリス・ポンド	81,529,344	—	82,425,600	△896,256
合計		1,054,531,714	—	1,074,732,500	△20,200,786

(注)時価の算定方法

国内における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって、以下のように評価しております。

1. 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
2. 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2018年 1月23日 至 2019年 1月21日	自 2019年 1月22日 至 2020年 1月20日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

項目	自 2018年 1月23日 至 2019年 1月21日	自 2019年 1月22日 至 2020年 1月20日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首	2018年 1月23日	2019年 1月22日
期首元本額	1,006,819,098円	1,151,846,255円
期中追加設定元本額	352,211,325円	99,047,709円
期中一部解約元本額	207,184,168円	156,852,108円
元本の内訳		
楽天みらいファンド	1,151,846,255円	1,094,041,856円

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	TOPIX連動型上場投資信託	46,398	83,841,186	
		楽天ボラティリティ・ファンド (適格機関投資家専用)	400,072,169	323,178,298	
	日本円 小計		400,118,567	407,019,484	
	アメリカ・ドル	iShares Core S&P 500 ETF	13,744	4,583,624.00	
		iShares Core S&P Mid-Cap ETF	3,669	767,371.35	
		iShares J.P.Morgan USD EM Bond UCITS ETF	6,784	777,446.40	
		iShares USD HY Corp Bond UCITS ETF	22,142	2,304,539.36	
		Schwab Emerging Markets Equity ETF	53,643	1,512,196.17	
	アメリカ・ドル 小計		99,982	9,945,177.28 (1,095,859,084)	
	ユーロ	iShares Core EURO STOXX 50 UCITS ETF	17,701	684,055.14	
	ユーロ 小計		17,701	684,055.14 (83,618,900)	
	イギリス・ポンド	iShares Core FTSE 100 UCITS ETF	77,635	587,153.50	
	イギリス・ポンド 小計		77,635	587,153.50 (84,109,738)	
合計			400,313,885	1,670,607,206 (1,263,587,722)	

券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

1.各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。

2合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 5銘柄	100.0%	86.7%
ユーロ	投資信託受益証券 1銘柄	100.0%	6.6%
イギリス・ポンド	投資信託受益証券 1銘柄	100.0%	6.7%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2020年 1月31日現在です。

【楽天みらいファンド】

【純資産額計算書】

I 資産総額	1,645,010,396円
II 負債総額	5,528,467円
III 純資産総額（I－II）	1,639,481,929円
IV 発行済口数	1,162,690,268口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.4101円

（参考）

楽天みらい・マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	1,642,039,844円
II 負債総額	10,559,286円
III 純資産総額（I－II）	1,631,480,558円
IV 発行済口数	1,090,201,459口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.4965円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている

振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

- ・委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- ・受益権の再分割を行うにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行います。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2020年1月末現在）

資本金の額	： 150百万円
発行可能株式総数	： 30,000株
発行済株式総数	： 13,000株
過去5年間ににおける主な資本金の増減	： 該当事項はありません。

（2）委託会社の機構（2020年1月末現在）

① 取締役会

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠のために選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。またその決議をもって、代表取締役を選任します。

取締役会は、取締役会長または取締役社長が招集し、招集者がその議長となります。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序により、他の取締役がこれに代わります。

取締役会の招集通知は、会日から原則として1週間前までにこれを発します。ただし、緊急のときなどは、この期間を短縮することができます。また各取締役および監査役全員の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成をもって行います。

② 監査役

経営のチェック機能として、業務監査および会計監査による違法または著しく不当な職務執行行為の監査を行います。

（3）投資運用の意思決定プロセス（2020年1月末現在）

- ① 投資政策委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しを検討し、これを基に資産配分の基本方針を決定します。
- ② 運用部門は、投資政策委員会の決定に基づき、具体的な運用方針を決定します。
- ③ 運用部門のファンドマネジャーは、上記運用方針および運用にかかる諸規則等に従って、ポートフォリオを構築・管理します。
- ④ コンプライアンス部は、投資信託財産の運用にかかるコンプライアンス状況のモニタリングを行い、これを運用部門にフィードバックします。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

2020年1月末現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	49	253,284
合計	49	253,284

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である楽天投信投資顧問株式会社（以下「当社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。）、並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

(単位：千円)			
		前事業年度 (2018年12月31日現在)	当事業年度 (2019年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		749,355	677,158
金銭の信託		1,300,000	1,400,000
前払費用		6,087	6,720
未収入金		—	2,622
未収委託者報酬		118,904	151,985
立替金		12,980	16,949
その他		5,000	7,331
流動資産計		2,192,328	2,262,767
固定資産			
有形固定資産	※ 1	34,138	※ 1 28,585
建物（純額）		20,816	14,479
器具備品（純額）		13,321	14,105
無形固定資産		19,448	79,461
ソフトウェア		19,448	79,461
投資その他の資産		51,609	30,115
投資有価証券		39,373	2,017
長期前払費用		405	229
繰延税金資産		11,830	27,868
固定資産計		105,195	138,162
資産合計		2,297,524	2,400,929
負債の部			
流動負債			
預り金		5,949	5,163
未払費用		86,606	120,042
未払消費税等		11,091	1,897
未払法人税等		6,212	10,750
賞与引当金		12,138	13,264
役員賞与引当金		3,195	3,000
流動負債計		125,191	154,119
固定負債			
退職給付引当金		3,366	18,016

資産除去債務	5,699	—
固定負債計	9,065	18,016
負債合計	134,257	172,135
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,000	150,000
資本剰余金		
資本準備金	400,000	400,000
その他資本剰余金	229,716	229,716
資本剰余金合計	629,716	629,716
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,385,144	1,449,135
利益剰余金合計	1,385,144	1,449,135
株主資本合計	2,164,860	2,228,851
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1,593	△57
評価・換算差額合計	△1,593	△57
純資産合計	2,163,266	2,228,794
負債・純資産合計	2,297,524	2,400,929

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2018年4月1日 至2018年12月31日)	当事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	924,875	1,156,758
営業収益計	924,875	1,156,758
営業費用		
支払手数料	339,622	408,328
委託費	4,355	28,657
広告宣伝費	3,867	4,654
通信費	61,259	89,735
協会費	1,286	2,030
諸会費	36	82
営業費用計	410,425	533,488
一般管理費	※1・2	※1・2
一般管理費	353,691	544,199
営業利益	160,758	79,069
営業外収益		
受取利息	3	7
有価証券利息	231	403
投資有価証券売却益	—	1,287
為替差益	—	0
雑収入	41	—
営業外収益計	276	1,699
営業外費用		
投資有価証券売却損	671	—
為替差損	128	—
営業外費用計	800	—

経常利益	160,234	80,768
特別利益		
資産除去債務取崩益	—	2,517
特別利益計	—	2,517
特別損失		
その他特別損失	72	—
特別損失計	72	—
税引前当期純利益	160,161	83,285
法人税、住民税及び事業税	43,786	36,010
法人税等調整額	△2,171	△16,715
法人税等合計	41,615	19,294
当期純利益	118,546	63,990

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金				
	繰越利益剰余金	合計				
当期首残高	1,266,597	1,266,597	2,046,314	△491	△491	2,045,822
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益	118,546	118,546	118,546			118,546
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				△1,102	△1,102	△1,102
当期変動額合計	118,546	118,546	118,546	△1,102	△1,102	117,444
当期末残高	1,385,144	1,385,144	2,164,860	△1,593	△1,593	2,163,266

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716

当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	1,385,144	1,385,144	2,164,860	△1,593	△1,593	2,163,266
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益	63,990	63,990	63,990			63,990
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				1,536	1,536	1,536
当期変動額合計	63,990	63,990	63,990	1,536	1,536	65,526
当期末残高	1,449,135	1,449,135	2,228,851	△57	△57	2,228,794

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

◇その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

（2）金銭の信託

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物 10年

器具備品 5～20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（3）長期前払費用

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

（２）賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（３）役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する将来の支給見込額のうち、当事業年度末において負担すべき額を計上しております。

（４）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

４．その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

◇消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（追加情報）

当社は、2018年6月27日開催の定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されたことを受けまして、決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。したがって第13期事業年度は2018年4月1日から2018年12月31日までとなっております。

（貸借対照表関係）

※１．有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
有形固定資産より控除した減価償却累計額	23,495千円	27,276千円

（損益計算書関係）

※１．役員報酬の範囲

	前事業年度 (自2018年4月1日 至2018年12月31日)	当事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)
取締役 年額	200,000千円	200,000千円
監査役 年額	30,000千円	30,000千円

※２．一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自2018年4月1日 至2018年12月31日)	当事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)
人件費	212,003千円	289,853千円

減価償却費	6,321千円	17,296千円
賞与引当金繰入額	12,138千円	13,264千円
役員賞与引当金繰入額	3,195千円	3,000千円
退職給付費用	3,366千円	14,649千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2018年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	—	—	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	—	—	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

<借主側>

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 2018年12月31日	当事業年度 2019年12月31日
1年内	16,800千円	28,200千円
1年超	64,400千円	82,900千円
合 計	81,200千円	111,100千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っております。

当社では保有する金融資産・負債から生ずる様々なリスクを横断的かつ効率的に管理し、財務の健全性の維持を図っております。

なお、余資運用に関しては、預金等安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金・預金は、国内通貨による預金等であり、短期間で決済されるため、為替変動リスクや価格変動リスクは殆どないと認識しております。金銭の信託は、主に債権等を裏付けとした証券化商品を運用対象としておりますが、保有している証券化商品の外部格付機関による格付評価が高いため、価格変動リスクは殆どないと認識しております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは殆ど無いと認識しております。

投資有価証券は当社運用投資信託であり、当初自己設定および商品性維持を目的に保有しております。当該投資信託は為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、投資金額はその目的に応じた額にとどめられており、リスクは極めて限定的であると認識しています。

未払費用につきましては、そのほとんどが一年以内で決済されます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2018年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	749,355	749,355	—
(2) 金銭の信託	1,300,000	1,300,000	—
(3) 未収委託者報酬	118,904	118,904	—
(4) 投資有価証券			
① その他有価証券	39,373	39,373	—
資産計	2,207,633	2,207,633	—
負債			
(1) 未払費用	86,606	86,606	—
(2) 未払法人税等	6,212	6,212	—
負債計	92,818	92,818	—

当事業年度（2019年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	677,158	677,158	—
(2) 金銭の信託	1,400,000	1,400,000	—
(3) 未収委託者報酬	151,985	151,985	—
(4) 投資有価証券			
① その他有価証券	2,017	2,017	—
資産計	2,231,161	2,231,161	—
負債			
(1) 未払費用	120,042	120,042	—
(2) 未払法人税等	10,750	10,750	—
負債計	130,793	130,793	—

（注） 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

◇資産

(1)現金・預金 (2)金銭の信託 (3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

◇負債

(1)未払費用 (2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2018年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	749,355	—
金銭の信託	1,300,000	—
未収委託者報酬	118,904	—
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—
合 計	2,168,259	—

当事業年度（2019年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	677,158	—
金銭の信託	1,400,000	—
未収委託者報酬	151,985	—
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—
合 計	2,229,144	—

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2018年12月31日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
小 計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	39,373	41,671	△2,297
小 計	39,373	41,671	△2,297
合 計	39,373	41,671	△2,297

当事業年度（2019年12月31日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	1,002	1,000	2
小 計	1,002	1,000	2
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	1,014	1,100	△85
小 計	1,014	1,100	△85
合 計	2,017	2,100	△82

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2018年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	9,328	—	671
合計	9,328	—	671

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	57,922	1,652	364
合計	57,922	1,652	364

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概略

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自2018年4月1日 至2018年12月31日)	当事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)
退職給付債務の期首残高	—	3,461千円
勤務費用	3,366千円	14,609千円
利息費用	—	20千円

数理計算上の差異の発生額	95千円	646千円
退職給付の支払額	—	—
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,461千円	18,738千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自2018年4月1日 至2018年12月31日)	当事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)
非積立制度の退職給付債務	3,461千円	18,738千円
未積立退職給付債務	3,461千円	18,738千円
未認識数理計算上の差異	△95千円	△722千円
未認識過去勤務費用	—	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,366千円	18,016千円
退職給付引当金	3,366千円	18,016千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,366千円	18,016千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自2018年4月1日 至2018年12月31日)	当事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)
勤務費用	3,366千円	14,609千円
利息費用	—	20千円
期待運用収益	—	—
数理計算上の差異の費用処理額	—	19千円
過去勤務費用の費用処理額	—	—
確定給付制度に係る退職給付費用	3,366千円	14,649千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自2018年4月1日 至2018年12月31日)	当事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)
割引率	0.6%	0.4%
長期期待運用収益率	—	—
予想昇給率	2.3%	2.4%

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	4,956千円	7,418千円
未払事業所税	201千円	259千円
未払事業税	1,083千円	1,245千円
賞与引当金	3,716千円	4,061千円
退職給付引当金	1,030千円	5,516千円
減価償却超過額	1,084千円	1,394千円
繰延資産	187千円	92千円
資産除去債務	1,745千円	—
その他有価証券評価差額金	703千円	25千円

その他	6,946千円	8,310千円
繰延税金資産小計	21,657千円	28,324千円
評価性引当金	△8,692千円	△456千円
繰延税金資産合計	12,964千円	27,868千円
繰延税金負債		
建物付属設備	1,134千円	—
繰延税金負債合計	1,134千円	—
繰延税金資産純額	11,830千円	27,868千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
所得拡大税制の特別控除	△4.89%	—
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.64%	1.52%
住民税均等割等	0.14%	0.35%
評価性引当額の増減	0.23%	△9.65%
その他	△0.75%	0.33%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.98%	23.17%

(資産除去債務関係)

1. 当該資産除去債務の概要

建物賃貸借契約に基づき使用する建物等の、退去時における原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年と見積り、割引率を0%として資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自2018年4月1日 至2018年12月31日)	当事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)
期首残高	5,699千円	5,699千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	—	—
見積りの変更による調整額	—	△5,699千円
資産除去債務の履行による減少額	—	—
期末残高	5,699千円	—

4. 当該資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、当社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務として計算していた資産除去債務について、転居費用等の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。
この見積りの変更による減少額5,699千円を変更前の資産除去債務残高から減算しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2018年12月31日）及び当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2018年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合 計
外部顧客への営業収益	924,875	—	—	924,875

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合 計
外部顧客への営業収益	1,156,758	—	—	1,156,758

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

◇財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2018年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都世田谷区	7,495 (2018年12月31日現在)	インターネット証券取引サービス業	—	兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料等	151,731	未払費用	25,055
								出向者の人件費等	18,126		

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都世田谷区	7,495 (2019年12月31日現在)	インターネット証券取引サービス業	—	兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料等	195,915	未払費用	34,350
								出向者の人件費等	20,820		

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 証券投資信託の代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

楽天カード株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自2018年4月1日 至2018年12月31日)	当事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)
1株当たり純資産額	166,405円14銭	171,445円72銭
1株当たり当期純利益金額	9,118円97銭	4,922円38銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前事業年度 (自2018年4月1日 至2018年12月31日)	当事業年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	118,546	63,990
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	118,546	63,990
普通株式の期中平均株式数(株)	13,000.00	13,000.00

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2019年9月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 ＊日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、関係当局の許認可等を前提に、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社および資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号を変更する予定です。

資本金の額：51,000百万円（2019年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受

託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

名 称	資本金の額 (2019年9月末現在)	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社 S B I 証券	48,323百万円	
ニュース証券株式会社	1,000百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	

2【関係業務の概要】

（１）受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

（２）販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

（１）目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。

（２）目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。

- ① 委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
- ② ファンドの基本的性格など
- ③ 委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
- ④ 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
- ⑤ 目論見書の使用開始日

（３）目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

- ① 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- ② 投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
- ③ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
- ④ 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
- ⑤ 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
- ⑥ 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
- ⑦ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
- ⑧ 「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
- ⑨ 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
- ⑩ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
- ⑪ 有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
- ⑫ 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。

- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- ① ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
 - ② 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9) 交付目論見書の手続・手数料等に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- ① 当初元本額についての記載。
 - ② 基準価額が日本経済新聞に掲載される旨および掲載略称。
 - ③ 所得税には、復興特別所得税が含まれる旨。

独立監査人の監査報告書

2020年2月18日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年3月5日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天みらいファンドの2019年1月22日から2020年1月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天みらいファンドの2020年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。